

北海道循環型社会形成の推進に関する条例 施行規則素案 対照表

北海道循環型社会形成の推進に関する条例 (抜粋)	北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則 (素案)
<p>(道外産業廃棄物の搬入事前協議)</p> <p>第24条 道外において産業廃棄物を排出した事業者又は道外において中間処理産業廃棄物(廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。以下この項において同じ。)を排出した同条第3項に規定する中間処理業者(以下これらを「道外排出事業者等」という。)は、道外において排出された産業廃棄物又は中間処理産業廃棄物(以下これらを「道外産業廃棄物」という。)の処理(委託により行われるものを含む。以下この章において同じ。)を道内において行おうとするときは、次に掲げる事項について、当該道外産業廃棄物の道内への搬入(以下単に「搬入」という。)の開始の日の60日前までに、道外産業廃棄物の種類ごとに、規則で定めるところにより、書面で知事に協議しなければならない。</p> <p>(1) 道外産業廃棄物の種類、数量及び性状、搬入の期間並びに運搬の経路 (2) 道外産業廃棄物の処理の内容 (3) 生活環境の保全のために講ずる措置の内容</p>	<p>道外産業廃棄物の搬入事前協議(条例第24条関連)</p>
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>1 条例で定めるもののほか、道外産業廃棄物の道内への搬入について知事に事前協議する事項は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道外産業廃棄物の荷姿 (2) 道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の名称及び所在地 (3) 道外産業廃棄物の排出の工程 (4) 当該道外産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する方法 (5) 道外産業廃棄物の処理の目的 (6) 道内において道外産業廃棄物の処理を行う者 <p>2 道外産業廃棄物の事前協議に添付する書類は、次のとおりとします。ただし、知事と協議を行って道外産業廃棄物の搬入を行った道外排出事業者等が、道外産業廃棄物の搬入の期間終了後、引き続き道外産業廃棄物の搬入を行おうとする場合において、前回の協議の際に提出した書類又は図面の内容に変更がないときは、(3)以外の書類の添付を省略することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道外排出事業者等の事業の概要を記載した書類 (2) 道外排出事業者等が中間処理業者の場合にあっては、産業廃棄物処分量の許可証又は特別管理産業廃棄物処分量の許可証の写し (3) 道外産業廃棄物の性状の分析結果を示す書類 (4) 道内において道外産業廃棄物の処理を行う者に係る産業廃棄物収集運搬業の許可証、産業廃棄物処分量の許可証、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証又は特別管理産業廃棄物処分量の許可証の写し (5) 道外排出事業者等が北海道知事又は札幌市長、函館市長若しくは旭川市長の許可を受けて設置した産業廃棄物処理施設において自ら処理を行う場合にあっては、産業廃棄物処理施設設置許可証の写し (6) 当該道外産業廃棄物の運搬の用に供する施設の種類及び数量を明らかにする書類(北海道知事又は札幌市長、函館市長若しくは旭川市長の許可を受けた者が運搬する場合を除く。) (7) 当該道外産業廃棄物の処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力を明らかにする書類(北海道知事又は札幌市長、函館市長若しくは旭川市長の許可を受けた者が処分する場合及び道外排出事業者等が自ら許可を受けて設置した施設で処分する場合を除く。) (8) 当該道外産業廃棄物の処分を行う者(北海道知事又は札幌市長、函館市長

	<p>若しくは旭川市長の許可を受けた者を除く。)が、当該道外産業廃棄物を再生利用した物を売却する場合にあっては、売却に関する計画</p> <p>(9) その他知事が必要と認める書類</p>						
<p>2 前項の規定は、道外産業廃棄物の処理を道内の次に掲げる施設において行おうとするときには、適用しない。</p> <p>(1) 廃棄物処理法第15条の4の2第1項の認定を受けた者が設置した当該再生利用の用に供する施設</p> <p>(2) 廃棄物処理法第15条の4の3第1項の認定を受けた者が当該認定に係る処理を行う施設</p> <p>(3) 道が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第7条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画をいう。）に基づく同法第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理するための施設</p>							
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める施設</p>	<p>3 条例で定めるもののほか、道外産業廃棄物の搬入事前協議を要しない施設は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 特殊な処理が必要で全国的に施設が少なく、道内の施設での処理が必要な水銀回収施設</p> <p>(2) 別に定める道外産業廃棄物処分量減量計画を知事に提出し、その計画の内容を知事が妥当と認めた産業廃棄物の最終処分場</p>						
<p>3 第1項第1号の搬入の期間は、搬入の開始の日から1年以内とする。</p>							
<p>4 知事は、第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議の内容が、次の各号のいずれにも適合することを確認の上、その結果を当該道外排出事業者等に通知しなければならない。</p> <p>(1) 道が策定した廃棄物処理法第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画に定められた廃棄物の処理量の見込み及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的な事項について、当該廃棄物処理計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p>							
<p>(2) 専ら道内で循環的な利用を行うための処理であること。</p>	<p>4 専ら道内で循環的な利用を行うための処理の基準は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 残さ発生率が概ね10パーセント以下であること。</p> <p>(2) 再使用の場合にあっては、再使用率が90パーセント以上であること。</p> <p>(3) 再生利用の場合にあっては、再生利用率が70パーセント以上であること。</p> <p>(4) 熱回収の場合にあっては、熱回収率が85パーセント以上であること。</p> <p>(5) 発電の場合にあっては、発電効率が20パーセント以上であること。</p> <p>(6) 発電と発電以外の熱利用を組み合わせる場合にあっては、複合熱利用率が50パーセント以上であること。</p> <table border="1" data-bbox="1144 1193 2119 1513"> <tr> <td data-bbox="1144 1193 1339 1278">残さ発生率</td> <td data-bbox="1339 1193 2119 1278">施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する循環的な利用に伴って発生する最終処分が必要な残さの量の割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1278 1339 1390">再使用率</td> <td data-bbox="1339 1278 2119 1390">施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再使用の目的で搬出される量及び当該施設内で再使用される量の和の割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1390 1339 1513">再生利用率</td> <td data-bbox="1339 1390 2119 1513">施設へ搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再生品又は再生品の原料（再生品等）として再生利用の目的で搬出される量及び当該施設内で再生品等として再生利用される量の和の割合</td> </tr> </table>	残さ発生率	施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する循環的な利用に伴って発生する最終処分が必要な残さの量の割合	再使用率	施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再使用の目的で搬出される量及び当該施設内で再使用される量の和の割合	再生利用率	施設へ搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再生品又は再生品の原料（再生品等）として再生利用の目的で搬出される量及び当該施設内で再生品等として再生利用される量の和の割合
残さ発生率	施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する循環的な利用に伴って発生する最終処分が必要な残さの量の割合						
再使用率	施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再使用の目的で搬出される量及び当該施設内で再使用される量の和の割合						
再生利用率	施設へ搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再生品又は再生品の原料（再生品等）として再生利用の目的で搬出される量及び当該施設内で再生品等として再生利用される量の和の割合						

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 75 1341 172">熱回収率</td> <td data-bbox="1344 75 2121 172">道外産業廃棄物の燃焼により供給する熱量に対する有効利用される熱量の割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 173 1341 336">発電効率</td> <td data-bbox="1344 173 2121 336"> 次の計算式で算出する道外産業廃棄物を燃焼させることにより得られる熱エネルギー量に対する発電量の比 $\frac{\text{発電出力 (kW)} \times 3.6 \text{ MJ/kWh}}{\text{道外産業廃棄物の燃焼量 (kg/h)} \times \text{道外産業廃棄物の発熱量 (MJ/kg)}} \times 100$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 338 1341 392">複合熱利用率</td> <td data-bbox="1344 338 2121 392">熱回収率と発電効率の和</td> </tr> </table>	熱回収率	道外産業廃棄物の燃焼により供給する熱量に対する有効利用される熱量の割合	発電効率	次の計算式で算出する道外産業廃棄物を燃焼させることにより得られる熱エネルギー量に対する発電量の比 $\frac{\text{発電出力 (kW)} \times 3.6 \text{ MJ/kWh}}{\text{道外産業廃棄物の燃焼量 (kg/h)} \times \text{道外産業廃棄物の発熱量 (MJ/kg)}} \times 100$	複合熱利用率	熱回収率と発電効率の和
熱回収率	道外産業廃棄物の燃焼により供給する熱量に対する有効利用される熱量の割合						
発電効率	次の計算式で算出する道外産業廃棄物を燃焼させることにより得られる熱エネルギー量に対する発電量の比 $\frac{\text{発電出力 (kW)} \times 3.6 \text{ MJ/kWh}}{\text{道外産業廃棄物の燃焼量 (kg/h)} \times \text{道外産業廃棄物の発熱量 (MJ/kg)}} \times 100$						
複合熱利用率	熱回収率と発電効率の和						
<p>(3) 道外産業廃棄物を排出した事業場から処理を行う道内の施設までの当該道外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。</p> <p>(4) 道外産業廃棄物の運搬における飛散及び流出の防止の措置、悪臭、騒音及び振動の発生防止の措置その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。</p> <p>(5) 道外産業廃棄物の運搬における積替え、一時的な保管等により、道外排出事業者等を特定できなくなるおそれがないこと。</p>							
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>5 条例で定めるもののほか、道外産業廃棄物の搬入事前協議を知事が受けたとき、適合することを確認する必要がある事項は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 道外産業廃棄物の数量及び性状が、搬入しようとする道内の産業廃棄物の処理施設の処理方法及び処理能力を勘案して適切であること。</p>						
<p>5 前項の場合において、知事は、当該道外排出事業者等から委託を受けて道外産業廃棄物の処理を行う産業廃棄物処理業者等（廃棄物処理法第14条第1項又は第6項の許可を受けた者、廃棄物処理法第14条の4第1項又は第6項の許可を受けた者及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けた者をいう。）（以下「受託産業廃棄物処理業者等」という。）及び関係市町村長に協議を受けた内容及び前項の確認の結果を通知するものとする。</p>							
<p>6 前各項に定めるもののほか、第1項の規定による協議に必要な事項は、規則で定める。</p> <p>7 道外排出事業者等は、第1項の規定により協議した内容を遵守し、当該道外産業廃棄物を処理しなければならない。</p> <p>8 受託産業廃棄物処理業者等は、第5項の規定により通知を受けた内容に従って道外産業廃棄物を処理しなければならない。</p>							
<p>（協議の内容の変更）</p> <p>第25条 前条第4項の規定による通知を受けた道外排出事業者等は、当該通知に係る協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めることにより、書面で知事に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p>	<p>協議の内容の変更（条例第25条関連）</p> <p>1 道外産業廃棄物の搬入事前協議の内容の変更協議は、変更しようとする日の30日前までに行うものとする。</p> <p>2 協議の内容の変更協議を要しない軽微な変更は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 道外排出事業者等の氏名及び住所の変更（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）</p> <p>(2) 道外産業廃棄物の数量の変更（搬入量が減少する場合に限る。）</p> <p>(3) 道外産業廃棄物の荷姿の変更</p> <p>(4) 道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の名称又は所在地の変更（道外産業廃棄物の性状に変更がない場合に限る。）</p> <p>(5) 道外産業廃棄物の排出の工程の変更（道外産業廃棄物の性状に変更がない</p>						

	<p>場合に限る。)</p> <p>(6) 全体で1年を超えない範囲内における搬入の期間の変更</p> <p>(7) 道外産業廃棄物の運搬の経路の変更(積替えを伴う運搬が追加される場合を除く。)</p> <p>(8) 当該道外産業廃棄物以外の物質の混入を防止する方法の変更</p> <p>(9) 生活環境の保全のために講ずる措置の内容の変更</p> <p>(10) 道外産業廃棄物の運搬を行う者の変更</p>
<p>2 前条第4項から第8項までの規定は、前項の規定による協議について準用する。</p>	
<p>3 前条第4項の規定による通知を受けた道外排出事業者等は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更があったときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	
<p>(道外産業廃棄物の搬入及び処理の実績に係る報告)</p> <p>第26条 道外産業廃棄物の搬入をした道外排出事業者等は、その搬入及び処理の実績について、<u>規則で定めるところ</u>により、知事に報告しなければならない。</p>	<p>道外産業廃棄物の搬入及び処理の実績に係る報告(条例第26条関連)</p> <p>1 道外産業廃棄物の搬入及び処理の実績に係る報告の項目は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 道外産業廃棄物を搬入した期間</p> <p>(2) 搬入した道外産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>(3) 道外産業廃棄物の処分を行った者</p> <p>(4) 道外産業廃棄物の処分の内容</p> <p>(5) 循環的利用率(再利用率、再生利用率、熱回収率、発電効率又は複合熱利用率)及び残さ発生率</p> <p>2 報告は、6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における道外産業廃棄物の搬入について行わなければならないものとします。</p>
<p>(道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況の公表)</p> <p>第28条 知事は、毎年度、<u>規則で定めるところ</u>により、前年度における道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>	<p>道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況の公表(条例第28条関連)</p> <p>前年度における道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況の概要の公表は、道外産業廃棄物の搬入事前協議に係る道外産業廃棄物の種類ごとの搬入量及び処分の方法について行うものとします。</p>
<p>第30条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、道外排出事業者等又は受託産業廃棄物処理業者等の事務所若しくは事業場、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いがある物を保管している場所、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	
<p>(産業廃棄物を保管する場所の届出)</p> <p>第31条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所において自ら保管しようとするときは、保管の場所ごとに、当該保管の開始の日の14日前までに、<u>規則で定めるところ</u>により、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p>	<p>産業廃棄物を保管する場所の届出(条例第31条関連)</p> <p>1 生じた場所以外で産業廃棄物を保管しようとするときの保管場所の届出事項は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 保管の場所の所在地</p> <p>(2) 保管の場所の面積</p> <p>(3) 保管の目的</p> <p>(4) 保管しようとする産業廃棄物の種類</p> <p>(5) 積替え又は処分等のための保管上限</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 積替えのための保管の場合にあっては、当該保管の場所における1日当たりの平均搬出量 (7) 処分等のための保管の場合にあっては、当該産業廃棄物に係る処理施設の名称及び1日当たりの処理能力 (8) 保管の高さ (9) 保管の開始予定年月日 (10) 産業廃棄物の保管の方法 (11) 産業廃棄物の処理の計画 (12) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 <p>2 届出に添付する書類及び図面を以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保管の場所の付近の見取図 (2) 保管の場所の区域及び面積を明らかにする平面図及び立面図 (3) 積替え又は処分等のための保管上限及び保管の高さの計算書 (4) その他知事が必要と認める書類
<p>(1) 当該保管の場所の面積が300平方メートル未満の場合</p>	
<p>(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める場合</p>	<p>3 産業廃棄物保管場所の届出が不要な場合は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者が自ら北海道知事の許可を受けて設置した産業廃棄物処理施設で保管する場合 (2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を保管する場合
<p>2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。同項の規定により届け出た場所における産業廃棄物の保管を廃止したときも、同様とする。</p>	
<p>（委託した処分の状況の確認及び記録等）</p> <p>第32条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この条及び第39条第2項第1号において同じ。）を1年以上にわたり継続して産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処理法第14条第6項の許可を受けた者及び産業廃棄物処理法第14条の4第6項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に委託するときは、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る処分の実施の状況その他の規則で定める事項を確認し、その結果を記録しなければならない。</p> <p>2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定による記録を保存しなければならない。</p>	<p>委託した処分の状況の確認及び記録等（条例第32条関連）</p> <p>1 産業廃棄物の処分を1年以上継続して委託したときの処分の実施状況の確認方法は、次のいずれかにより行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 産業廃棄物の処分を行う施設において自ら実地に調査する方法 (2) 産業廃棄物の処分を行う施設を実地に調査した者からその結果を聴取する方法 <p>2 産業廃棄物の処分を1年以上継続して委託したときの処分の実施状況の確認事項は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該委託に係る処分が行われる施設の状況 (2) 当該委託に係る処分のための産業廃棄物の保管の状況 <p>3 産業廃棄物の処分を1年以上継続して委託したときの処分の実施状況の記録事項は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 確認した年月日 (2) 確認した者の氏名 (3) 確認の方法 (4) 当該委託に係る処分の実施の状況 (5) 当該委託に係る処分が行われる施設の状況 (6) 当該委託に係る処分のための産業廃棄物の保管の状況 <p>4 記録は、事業者の事務所に備え置き、確認した日から5年間保存することとします。</p>
<p>3 事業者は、第1項の委託に係る産業廃棄物について、産業廃棄物の不適正な処分が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該委託を受けた産業廃棄物処分業者に対する是正の指示その他の当該産業廃棄物の適正な処分のために必要な措置を講ずるとともに、当該産業廃棄物の不適正</p>	

<p>な処分の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。</p>	
<p>(特定施設設置等予定者の責務) 第36条 産業廃棄物の最終処分場、産業廃棄物の焼却施設その他の廃棄物の処理施設で規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)の設置又は規則で定める変更(以下「設置等」という。)をしようとする者(国、道、市町村その他規則で定める者を除く。以下「特定施設設置等予定者」という。)は、当該特定施設の周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び立地上配慮すべき事項として規則で定める事項に十分配慮するとともに、当該特定施設の周辺の住民であって、施設の種類ごとに規則で定める範囲に居住するもの(以下「周辺住民」という。)の理解を得るように努めなければならない。</p>	<p>産業廃棄物の処理施設の設置に係る手続等(条例第36条関連)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例の対象とする廃棄物の処理施設は、次のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業廃棄物の最終処分場 (2) 産業廃棄物の焼却施設 (3) 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設 (4) 水銀を含む汚泥のばい焼施設 (5) 汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアンの分解施設 (6) 廃石綿等の溶融施設 (7) PCB又はPCB汚染物の分解施設、洗浄施設 2 条例の対象とする廃棄物の処理施設の変更は、次のとおりとします。ただし、廃棄物処理法施行規則第12条の8に掲げる軽微な変更を除きます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定施設において処理する産業廃棄物の種類の変更 (2) 特定施設の処理能力の変更 (3) 特定施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更 (4) 特定施設の維持管理に関する計画の変更 (5) 平成9年の廃棄物処理法改正前の許可を受けた施設(同年の廃棄物処理法改正後に変更許可を受けた施設を除く。)にあっては、特定施設の構造又は規模に関する変更 3 条例第36条の適用を除外する者は、次のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) PFI事業者(国、道、市町村が選定するものなどに限る。) (2) 廃棄物の再生利用に係る特例制度による環境大臣の認定を受けた者 (3) 石綿を含む産業廃棄物の無害化処理について環境大臣の認定を受けた者 4 廃棄物の処理施設の設置等に関し、立地に配慮すべき事項は、次のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水道水源への影響のおそれのない地域を選定すること。 (2) 住宅地(都市計画法に定める住居の用に供する用途地域)から500メートル以上離れた場所を選定すること。 (3) 上記住宅地以外の場所にあつては、居住者のある住宅から500メートル以上離れたところを選定すること。(居住者の合意が得られている場合を除く。) (4) 産業廃棄物の最終処分場にあつては、埋立面積を概ね20,000平方メートル以下又は概ね10年以内に埋立終了できる規模とすること。 5 廃棄物の処理施設の設置等に関し、条例の対象とする住民の範囲を以下のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業廃棄物の最終処分場にあつては当該処分場開口部の端から500メートル (2) その他の施設にあつては当該施設及び設備から500メートル
<p>(規則への委任) 第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p>附 則 4 第5章の規定の施行の際現に適用除外区域以外の区域において、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所において自ら保管している事業者は、第31条第1項各号に掲げる場合を除き、保管の場所ごとに、平成21年9月30日までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p>	